

労働災害家族の生活実態に関する
調査

— 結 果 報 告 書 —

昭 和 4 6 年

労 働 省 婦 人 少 年 局

は し が き

労働省婦人少年局では、労働者家族福祉向上の見地から、労働者家族の問題と、その福祉対策について、かねてから調査研究、啓発活動をすすめてきたところである。なかでも労働災害が、その家族の生活に及ぼす影響については、さきに労働災害遺族の生活実態に関する調査を実施したが、ひきつづき今回は労働災害家族の生活実態に関する調査を実施した。この調査は労働災害により重度の障害を受けた労働者の家族について、生活の現状並びに夫の被災による生活の変化の実態を明らかにするため実施したものである。

この調査の結果が労働者家族福祉問題に関心を持たれる方々のご参考になれば幸いである。

調査の実施にあたつてご協力いただいた対象者はじめ関係機関の各位に厚くお礼申しあげる。

昭和47年3月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

調 査 の 概 要	1
調査結果の要約	2
調 査 結 果	6

I 夫の被災状況

1 障害等級	6
2 障害部位	6
3 災害発生時期	7
4 夫の被災時の年齢	7
5 被災事業場の業種および規模	8
(1) 業種	8
(2) 規模	8

II 被災時および現在の家族の状況

1 家族構成	9
2 有業者数	9
3 子どもの有無等	10
4 家計維持者	10

III 妻の状況

1 妻の年齢	11
2 妻の就業状況	11
(1) 就業の有無	11
(2) 夫の被災後、妻の最初の就業状態	12
(3) 妻の現在の就業状態	12

IV 子どもの保育および教育

1 保育状況	14
2 就学、進学への支障の有無	15

3 労災就学費受給の状況	15
V 夫の介護の状況	16
1 介護の要否	16
2 介護の内容	17
3 介護者	18
4 介護に要する時間	19
VI 夫の就業	20
1 就業状況	20
(1) 就業状態	20
(2) 仕事の内容	21
(3) 就業の経路	22
(4) 就業までの期間	23
2 施設等の入所状況	23
VII 家計等の状況	24
1 世帯の収入	24
2 公的年金	26
(1) 障害補償年金	26
(2) 公的年金	26
(3) 家計のなかに占める割合	27
3 夫の収入	28
(1) 家計のなかに占める割合	28
(2) 就業している夫の収入	29
4 妻の収入	30
(1) 家計のなかに占める割合	30
(2) 就業している妻の収入	31
5 事業場からの支給金	32
6 借金等の状況	33
7 社宅居住者の移転状況	33

Ⅶ 妻の意識	33
1 妻の相談相手	33
2 困っていること、つらいこと	34
(1) 家計について	34
(2) 夫のことについて	35
(3) 本人(妻)のことについて	37
(4) 子どものことについて	38
(5) 家庭全般のことについて	38
(6) その他	39
3 要望事項	40
(1) 国や地方自治体に望むこと	40
(2) 事業場に望むこと	40
(3) その他	40

統 計 表 目 次

第1表 障害等級	6
第2表 障害部位	7
第3表 災害発生時期	7
第4表 夫の被災時の年齢	8
第5表 被災事業場の業種	8
第6表 被災事業場の規模	8
第7表 家族構成	9
第8表 家族の有業者数	9
第9表 子どもの有無	10
第10表 子どもの学令区分	10
第11表 家計維持者	11
第12表 妻の年齢	11
第13表 被災時および現在の妻の就業の有無	12
第14表 夫の被災後、妻の最初の就業状況	12
第15表 夫の被災後、妻の最初の就業経路	12
第16表 妻の現在の就業状態	13
第17表 被災時期別妻の現在の就業状態	13

第18表	雇用労働者である妻の職業別状況	14
第19表	妻の就業しない理由	14
第20表	子どもの保育状況	14
第21表	子どもの就学、進学への支障の有無およびその理由	15
第22表	労災就学支援費受給の状況	16
第23表	介護の要否	16
第24表	障害部位別介護の要否	17
第25表	被災時期別介護の要否	17
第26表	介護の内容	18
第27表	夫の介護者	19
第28表	夫の介護に要する時間	19
第29表	妻が介護する時間	19
第30表	障害部位別介護に要する時間	20
第31表	夫の就業状態	21
第32表	被災時期別夫の就業状態	22
第33表	夫の就業経路	23
第34表	夫の就業するまでの期間	23
第35表	施設入所状況	24
第36表	平均世帯収入月額	25
第37表	障害等級別世帯収入月額	26
第38表	障害補償年金	26
第39表	障害等級別公的年金	27
第40表	被災事業場規模別公的年金月額	27
第41表	世帯収入のうち公的年金の占める割合	28
第42表	世帯収入のうち夫の収入が占める割合	29
第43表	障害等級別夫の収入月額	29
第44表	就業状態別夫の収入月額	30
第45表	世帯収入のうち妻の収入が占める割合	31
第46表	妻の収入月額	32
第47表	事業場規模別事業場からの支給金	32
第48表	借金等の状況	33
第49表	被災時の社宅居住の有無およびその後の移転状況	33
第50表	妻の相談相手	34

付 録

調 査 票	43
労働者災害補償保険について	53
1 保険給付	53
(1) 障害補償年金	53
(2) 障害等級	53
(3) スライド制	54
(4) 他の諸制度との関係	54
2 保険サービス（保険施設）	55

調 査 の 概 要

1 調査の目的

労働災害により重度の障害を受けた労働者の妻の生活の実情把握を中心に家族の生活の現状並びに夫の被災による生活の変化の実態を明らかにして、労働者家族福祉対策の基礎資料とする。

2 調査の地域

全 国

3 調査の対象

昭和46年3月末現在、労災保険の障害補償年金受給者（第1級～第3級）のうちから、一定の方法により抽出した1,410名の妻。但し、調査時において年金受給者が、すでに死亡している者および年金受給者が妻と死別、離別している者は調査対象から除外した。回収有効数は1,163名である。

4 調査の時期

昭和46年10月1日～11月15日

5 調査の方法

各婦人少年室職員および婦人少年室長の委嘱する統計調査員による訪問面接調査。

6 調査項目

- (1) 家族構成に関する事項
- (2) 妻の就労に関する事項
- (3) 子どもの教育に関する事項
- (4) 家計に関する事項
- (5) 夫の介護に関する事項
- (6) 夫の就労に関する事項
- (7) 妻の意識に関する事項

7 調査機関

労働省婦人少年局

調 査 結 果 の 要 約

1 夫の被災状況について

夫の障害等級は「3級」が最も多く54.3%、次いで「1級」29%、「2級」16.7%である。

障害部位は頭部、胴体、複合部位の者が多く、これらで全体の7割を占めている。また、6割は、昭和39年以前に被災した者である。被災時の夫の平均年齢は42才である。

被災した当時、勤務していた事業場の業種は「建設事業」が最も多く4割を占め次いで「製造業」2割、「鉱業」「運輸業」それぞれ1割となっている。また、8割強は規模100人未満の事業場である。

2 家族について

平均家族員数は、被災時4.6人、現在4.3人でやや減少している。

家族のうちの有業者の数は、被災時、現在とも1.9人であるが、その内容を見ると、被災時には夫1人が働いていた家庭が半数近くを占めていたが、現在では有業者1人のものは減少し、一方、有業者0（主として公的年金により生計をたてているもの）あるいは有業者2人以上の家庭が増加している。

また、ほとんどの者が被災時に、義務教育修了以前の子どもを持つている。

家計の維持者は、被災時には「夫」という家庭が大多数であったが、現在は6割に減少し、妻が家計維持者となっている家庭が25%になっている。

3 妻の就業状況について

妻の平均年齢は被災時に38.5才、現在45.6才である。

被災時に就業していた妻は4割強であるが、現在は7割弱に増加している。

被災時に就業していなかった妻の約7割は夫の被災後働き始めている。その就業経路は「親せき・知人のせわ」による者が多く、「夫の被災した事業場のせわ」による者は1割強で、そのほとんどは夫の被災した事業場に雇用されている。

現在働いている妻の57.4%は雇用労働者として働いており、次いで自分の家の農業20.2%、内職10.8%、農業以外の自営業9.2%となっている。雇用労働者として働いている者の6割強は常用であるが、4割弱は臨時・日雇である。

雇用労働者である者の47.9%は技能工・生産工程作業従事者であり、次いでサ

ービス職業15.4%,販売8.1%となつている。

現在就業していない妻の就業しない理由は、「仕事につきたいがつけない」者が8割以上を占め、その主な理由は「夫の世話に手がかかる」「本人(妻)が病弱である」等である。

4 子どもの保育および教育について

現在働いている妻のうち、1割は学令前の子どもをもっているが、妻が働いている間、子どもは「保育施設にあずけている」または「家族の者がみている」者が多い。

夫の被災によつて、子どもの高校への就学または進学に支障があつたと答えている者は48.5%を占めている。その内容をみると「高校進学をやめて就職した」(支障があつた者のうち44.9%)、「他からの援助等により就学または進学した」(同39.5%)という者が多い。このうち約3分の1は労災就学支援費^{注)}を受けている。

現在、小・中・高校・高専・短大・大学に在学している子どもがいる者のうち、労災就学支援費を受けている者は7割を占めている。なお、一家庭において2人以上の子どもに労災就学支援費を受けているものはかなり多い。

注) 付録2「保険サービス」の項参照。

注)

5 夫の介護について

夫の日常の身のまわりのことについて、看護その他の世話を「常に必要」とする者は3割、「時により必要」とする者は4割で、両者をあわせ7割が看護・世話を必要としている。

障害部位別にみると、いずれの場合も看護・世話を必要とする者が過半数を占めているが、頸部、一般的傷病、胴体、上肢等の障害者に「常に必要」とする者の割合が高い。

夫が必要とする看護・世話のうち、主なものは「清拭・入浴」「衣服着がえ」「歩行介助」で5割～7割を占めている。

夫の看護などは、そのほとんどが妻が主になつて行なっている。

夫の看護・世話に要する時間は、1日平均3時間3分であるが、障害部位別にみると、一般的傷病(神経系統の障害者を含む)7時間35分、頸部4時間52分、頭部3時間24分、胴体3時間18分となつている。

注) 障害者の傷病に対する看護および障害者の日常基本動作に対する手助けを行

なうことについて、本調査では、項目見出しおよび統計表では「介護」の用語を用いたが、本文では「看護・世話」などの用語を用いた。

6 夫の就業状況について

夫の2割は雇用労働者として働き、また1割弱は自営業を営んでいる。このほか家業の手伝い、内職、その他何らかの仕事をしている者はわずかにいるが、全く何もしていない者は6割強となつている。

雇用労働者のうち、被災した事業場にひきつづき働いている者あるいは再雇用された者は雇用労働者の56.7%を占めている。

雇用者として働いている者は、1級ではわずかに8%にすぎず、2級、3級では3割弱である。これに対し全く何もしていない者は2級、3級では6割、1級では7割となつている。

7 家計の状況について

1カ月の平均世帯収入額は76,997円で、その内訳は公的年金39,321円（うち障害補償年金32,409円）、夫の収入13,027円、妻の収入15,195円、その他の収入9,454円となつている。

公的年金が世帯総収入のなかに占める割合は、約5割であるが、障害等級の高いものほど、その割合が高くなつている。夫の収入は世帯総収入の16.9%を占めているが、1級ではとくに、その割合が低い。世帯総収入に占める妻の収入は約2割である。

働いて収入を得ている夫は、全体の35.6%であるが、その平均月収額は、雇用者43,970円、自営業34,098円、家業の手伝い16,718円、内職8,232円である。

働いて収入を得ている妻は、全体の67.4%であるが、その平均月収額は、農業以外の自営業33,036円、雇用者25,505円、自分の家の農業19,048円、内職12,226円である。

8 妻の意識

夫の被災後、妻の主な相談相手になつたのは、「家族、親せき、知人」が最も多く、次いで被災者である「夫」である。なかには「相談相手がいない」と答えた者が7.6%みられる。

夫の被災後、困っていること、つらいこと（または困つたこと、つらかつたこと）

として、夫の世話に手がかかること、体が自由にならないため夫がいらいらして怒りつづけたこと、夫の機能回復等、夫に関することについて答えた者が最も多く76.9%、収入の減少、医療費等の支出の増加等、家計に関することについて75.4%、本人（妻）の過労、病弱あるいは就労に関することなど本人自身のことについて64.6%、子どもの教育、しつけ、将来のこと等、子どものことについて46.3%等が多く述べられている。

また、6割の者が国や地方自治体に対し、4分の1の者が事業場に対し要望を述べている。国や地方自治体に対しては、障害補償年金の増額、補装具の支給要件の改善および被災者のための訓練施設、各種の融資制度の整備拡充を望んでいる。事業場に対しては、被災時の事業場の態度に対し、もつと暖い誠意のある態度を示してほしいと述べた者が最も多く、災害防止、安全対策の徹底を望む者がこれに次いでいる。

調 査 結 果

1 夫の被災状況

1 障害等級

夫の障害等級は、「3級」が最も多く54.3%と過半数を占めており、次に、「1級」29%、「2級」16.7%となつている（第1表）。

第1表 障害等級

総 数		1 級	2 級	3 級
実 数	%			
1,163	100.0	29.0	16.7	54.3

2 障害部位

夫の障害部位は、「頭部」の者が最も多く29.0%、次いで「胴体」20.4%、「複合部位」19.1%、「下肢」13.7%、「上肢」11.5%の順に多くなつている。「頸部」4.5%、「一般的傷病」1.8%は少ない。

障害部位が「頭部」の者のうち約8割は、「頭蓋部」（全体の12.4%）および「眼」（同10.7%）の障害者である。また障害部位が「胴体」の者のうち2割は「背部」（せき髄損傷を含む）障害者、「一般的傷病」の者のうち7割弱は「神経系統」の障害者である。

障害部位を障害等級別にみると、各等級とも「頭部」が最も多いが、1級では、「胴体」がこれに次ぎ、2級では「下肢」、「複合部位」が、3級では「胴体」「複合部位」がそれぞれ「頭部」に次いで多くなつている。

なお「眼」の障害者は、3級に比べ1級、2級に多く、「背部」の障害者は、2級、3級に比べ、1級にとくに多くなつている。逆に「上肢」および「下肢」の障害者は1級よりも2級、3級に多い（第2表）。

第2表 障 害 部 位

区 分		計	1 級	2 級	3 級
総 数	実 数	1,163	337	194	632
	%	100.0	100.0	100.0	100.0
頭 部	小 計	29.0	35.9	33.5	23.9
	頭 蓋 部	12.4	6.2	7.2	17.2
	眼	10.7	17.5	22.2	3.5
	そ の 他	5.9	12.2	4.1	3.2
頭 部		4.5	4.2	0.5	5.8
胸 体	小 計	20.4	29.4	1.6	21.5
	背 部	4.3	12.8	0.5	0.9
	そ の 他	16.1	16.6	1.1	20.6
上 肢		11.5	5.0	18.6	12.8
下 肢		13.7	7.7	23.7	13.8
複 合 部 位		19.1	16.0	20.6	20.3
一 般 的 傷 病	小 計	1.8	1.8	1.5	1.9
	神 経 系 統	1.2	1.8	0.5	1.1
	そ の 他	0.6	—	1.0	0.8

3 災害発生時期

夫の災害発生時期別分布をみると、昭和39年以前に被災した者が64.1%、昭和40年以降に被災した者が35.9%となっている（第3表）。

第3表 災 害 発 生 時 期

総 数		昭和40年以降	昭和39年以前
実 数	%		
1,163	100.0	35.9	64.1

4 夫の被災時の年齢

被災時の夫の年齢をみると、平均年齢42才であり、30才代の者が全体の3分の1を占めて最も多く、次に40才代及び50才以上が、それぞれ26%で、20才代

は1割強となっており、6割強の者が30才代、40才代の働き盛りに被災している（第4表）。

第4表 夫の被災時の年令

総 数		20～	30～	40～	50才以上	平均年令
実 数	%	30才未満	40才未満	50才未満		
1,163	100.0	13.2	34.1	26.3	26.4	42才

5 被災事業場の業種および規模

(1) 業種

夫が被災時に勤務していた事業場の業種をみると、「建設事業」が最も多く42%であり、次に、「製造業」23.6%、「鉱業」12.4%、「運輸業」10.8%となっている（第5表）。

第5表 被災事業場の業種

総 数		林業	漁業	鉱業	建設事業	製造業	運輸業	電気・ガス又は水道業	その他の事業
実数	%								
1,163	100.0	4.4	0.6	12.4	42.0	23.6	10.8	1.5	4.7

(2) 規模

夫が被災した事業場を規模別にみると、従業者数「10～29人」が最も多く45.9%と半数近くを占め、次に、「9人以下」18.2%、「30～99人」17%となっており、被災事業場の8割強は従業者数100人未満である（第6表）。

第6表 被災事業場の規模

総 数		9人以下	10～29人	30～99人	100～499人	500人以上
実 数	%					
1,163	100.0	18.2	45.9	17.0	11.0	7.9

Ⅱ 被災時および現在の家族の状況

1 家族構成

被災時および現在の家族構成をみると、被災時では、家族員数「6人以上」が最も多く3割近くを占めており、次に、「4人」23.7%、「5人」22.6%となっており、平均家族員数は4.6人である。一方、現在の家族構成は、「4人」家族が最も多く4分の1を占め、次に、「5人」および「6人以上」が、それぞれ2割となっているが、家族数が4人以上という者は、被災時に比べて少なくなっており、また、平均家族員数も0.3人減少している（第7表）。

第7表 家族構成

時 期	総 数		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人 以上	平均家 族員数
	実 数	%							
被災時	1,163	100.0	1.3	9.8	14.4	23.7	22.6	28.2	4.6 ^人
現 在	1,163	100.0	—	14.3	19.4	25.3	20.5	20.5	4.3

2 有業者数

被災時および現在において家族のなかで働いている者の数は次のとおりである。

被災時および現在の家族の平均有業者数は、それぞれ1.9人と同数であるが、その内容には相違がみられる。すなわち、被災時には、夫1人が働いていたという者が半数近く（45.4%）を占めているが、現在では、家族のうち1人が働いているという者は34.4%で、被災時に比べて少なくなっており、一方、働いている者が全然いないという家庭が8.8%ある。また、家族のうち2人以上が働いている家庭は、被災時に比べて多くなっており、働けなくなつた夫にかわつて、妻やその他の家族が働いていることがうかがわれる（第8表）。

第8表 家族の有業者数

時 期	総 数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人 以上	不明	平均有 業者数
	実 数	%							
被災時	1,163	100.0	—	45.4	29.1	14.0	9.3	2.2	1.9 ^人
現 在	1,163	100.0	8.8	34.4	32.1	14.0	10.1	0.6	1.9

3 子どもの有無等

生計を共にしている子どもの有無は、被災時も現在もほとんど変化はなく、8割強の者が子どもを有している（第9表）。

子どもの学令区分別状況をみると、被災時では、子どもがいる者の過半数が「学令前」の子どもを有しており、子どもが「小学生」である者は6割強、「中学生」4割弱となっており、大部分の者が被災時に、義務教育以下の子どもを有していたことがうかがわれる。

現在の子どもの学令区分別状況は、子どもが「学令前」の者は15%、「小学生」40%、「中学生」28%となっている（第10表）。

第9表 子どもの有無

時 期	総 数		あ り	な し	不 明
	実 数	%			
被 災 時	1,163	100.0	84.4	15.0	0.6
現 在	1,163	100.0	84.0	15.7	0.3

第10表 子どもの学令区分

時 期	総 数 ※		学 令 前	小 学 生	中 学 生	高 校 生 以 上
	実 数	%				
被 災 時	981	100.0	51.4	64.9	38.4	54.5
現 在	977	100.0	15.5	40.5	28.0	87.6

注) 1 多答のため各項の計は100%をこえる。

2 ※ 子ども「あり」の人の総数。

4 家計維持者

被災時および現在の主たる家計の維持者をみると、被災時では、夫が家計維持者である家庭がほとんどで、妻が家計維持者になっている家庭は、わずかに0.7%であるが、現在では、家計維持者が夫である家庭は、6割に減少している一方、妻が家計維持者である家庭は、25%になっている（第11表）。

以上のように、家計維持者が「夫」から「妻」へ移行していることは、家庭の大黒柱である夫の被災により、家庭の負担が、妻の肩にかかってくると思われる。な

お主として、労災年金によつて家計を維持している場合は、家計維持者を「夫」と答えているものが多いが、これらの世帯のなかには、実質的に家計をになつてゐる妻が多いとみられるのである。

また、現在の家計維持者が「子ども」という者が1割みられるが、この場合は、被災者夫婦が老人のため、成人した子どもが家計を維持しているものが多いと考えられる。

第11表 家 計 維 持 者

時 期	総 数		夫	本 人 (妻)	親	子ども	その他
	実 数	%					
被 災 時	1,163	100.0	95.2	0.7	2.8	0.9	0.4
現 在	1,163	100.0	63.3	24.7	1.4	10.0	0.6

Ⅰ 妻の状況

1 妻の年令

被災時および現在の妻の年令をみると、被災時には、30才代が最も多く37.3%、次に、40才代28.3%となつており、平均年令38.5才であるが、現在では40才代が最も多く35.7%、次に、50才以上33.7%で、平均年令45.6才となつてゐる(第12表)。

第12表 妻 の 年 令

時 期	総 数		30才未満	30才以上	40才以上	50才以上	平均年令
	実 数	%		40才未満	50才未満		
被 災 時	1,163	100.0	20.0	37.3	28.3	14.4	38.5才
現 在	1,163	100.0	3.3	27.3	35.7	33.7	45.6

2 妻の就業状況

(1) 就業の有無

被災時および現在の妻の就業の有無をみると、被災時に働いている者は、4割強であるが、現在では、7割弱の者が働いており、被災時に比べて、働いている者がかなり多くなつてゐる(第13表)。

第13表 被災時および現在の妻の就業の有無

時 期	総 数		あ り	な し
	実 数	%		
被 災 時	1,163	100.0	41.1	58.9
現 在	1,163	100.0	67.4	32.6

(2) 夫の被災後、妻の最初の就業状態

夫の被災時に働いていなかった妻のその後の就業状況をみると、約7割の者が夫の被災後働き始めている。これを就業状態別にみると、「雇用労働者」になつた者が4割で最も多く、次に、「内職」を始めた者が12.3%となつている（第14表）。

夫の被災後働き始めた者の就業経路をみると、「親せき、知人のせわ」という者が最も多く過半数を占めている。「夫の被災した事業場のせわ」という者は1割強で、その大部分は夫の被災した事業場に雇用されている（第15表）。

第14表 夫の被災後、妻の最初の就業状態

総 数 ※		雇 用 労働者	自分の家 の 農 業	農業以外 の自営業	内 職	そ の 他	現在まで 仕事につ いたことは 全くなし	不 明
実 数	%							
651	100.0	38.4	3.8	4.0	12.3	7.8	31.8	1.9

注) ※ 夫の被災時に就業していなかった妻の総数。

第15表 夫の被災後、妻の最初の就業経路

総 数		公共職業 安定所	夫の被災した事業場のせわ			親せき 知 人 のせわ	広 告 ビ ラ	自 分 で はじめた	その他	不 明
実 数	%		小 計	夫の被災 した事業 場に雇用 された	その他					
441	100.0	5.0	10.9 (100.0)	8.8 (81.2)	2.1 (18.8)	51.0	5.9	15.2	9.1	2.9

注) ※ 夫の被災後就業した妻の総数。

(3) 妻の現在の就業状態

現在働いている妻の就業状態をみると、「雇用労働者」が最も多く、過半数を占め

ており、次に、「自分の家の農業」20.2%、「内職」10.8%、「農業以外の自営業」9.2%となつている（第16表）。これを夫の災害発生時期別にみると、夫の被災時期が「昭和40年以降」では、「昭和39年以前」に比べて、雇用労働者として働いている者の比率が、わずかではあるが少なくなつている（第17表）。

雇用労働者として働いている者を「常用」と「臨時・日雇」別にみると、「常用」が64.2%、「臨時・日雇」が35.8%となつている（第16表）。

また、雇用労働者である者の職業別をみると、「技能工・生産工程作業」に従事する者が最も多く、約半数を占めており、次に、「サービス職業」15.4%、「販売」8.1%で、「専門的・技術的職業」についている者は2.9%にすぎない（第18表）。

次に、現在就業していない妻の就業しない理由をみると、現在働いていない者の8割以上が「仕事につきたいがつけない」と答えている。その主な理由は、「夫のせわに手がかる」（39.6%）、「本人（妻）が病弱である」（31.3%）となつている。

妻の就業しない理由を夫の障害等級別にみると、「仕事につきたいがつけない」という者の割合は、夫の障害等級による差異はみられないが、仕事につきたいが「夫のせわに手がかる」ため、現在働いていないという者は、障害等級が高くなるに従い多くなつている（第19表）。

第16表 妻の現在の就業状態

総 数 ※		雇 用 労 働 者			自分の家の 農 業	農業以外 の自営業	内 職	その他
実 数	%	小 計	常 用	臨時・日雇				
784	100.0	57.4 (100.0)	36.9 (64.2)	20.5 (35.8)	20.2	9.2	10.8	2.4

注) ※ 現在働いている妻の総数。

第17表 被災時期別妻の現在の就業状態

被災時期	総 数 ※		雇 用 労働者	自分の家の 農 業	農業以外 の自営業	内 職	その他
	実 数	%					
昭和40年以降	27.5	100.0	55.3	18.5	9.8	14.9	1.5
昭和39年以前	50.9	100.0	58.5	21.0	8.8	8.7	3.0

注) ※ 現在働いている妻の総数。

第18表 雇用労働者である妻の職業別状況

総 数 ※		専門的・ 技術的 職 業	事 務	販 売	技能工・ 生産工 作 業	サービ ス 職 業	その他	不 明
実 数	%							
450	100.0	2.9	4.9	8.0	47.6	15.3	20.7	0.6

注) ※ 雇用労働者である妻の総数。

第19表 妻の就業しない理由

総 数 ※1		仕事につ く気持は ない	仕事につきたいがつけない ※2					
実 数	%		小 計	夫のせわ に手がか かる	乳幼児の 保育に手 がかかる	適当な働 き口がな い	本人(妻) が病弱で ある	その他
376	100.0	14.1	85.9 (100.0)	34.0 (39.6)	9.8 (11.5)	4.3 (5.0)	26.9 (31.3)	14.4 (16.7)

注) 1 ※1 現在就業していない妻の総数。

2 ※2 多答である。

Ⅳ 子どもの保育および教育

1 保 育 状 況

現在働いている者のうち、学令前の子どもがいる者は8.8%であるが、妻が働いて
いる間の子どもの保育状況をみると、「保育施設にあずけている」「家族の者がみて
いる」という者が多くなっている(第20表)。

第20表 子どもの保育状況

総 数		学 令 前 の 子 ど も が い る									学令前 の子ど もはい ない
実 数	%	小 計	保育施 設にあ ずけて いる	家族の者がみている			家族以外 の者にみ てもらつ ている	本人(妻) が仕事し ながらみ ている	誰もみ る人が いない	その他	
				小 計	夫	夫以外 の家族					
784	100.0	8.8 (100.0)	3.4 (39.1)	3.3 (37.7)	1.1 (13.0)	2.2 (24.7)	0.1 (1.4)	1.7 (18.9)	— (—)	0.3 (12.9)	91.2

注) ※ 現在就業している妻の総数。

2 就学，進学への支障の有無

夫の被災によつて子どもの高校への就学または進学に支障があつたかどうかをみると（該当する子どもが2人以上いる場合，その年長の万の子どもについて調査），被災当時，高校に就学または進学する年令層の子どもがいた者の過半数が，支障があつたと答えている。

次に，支障の内容をみると，「高校進学をやめて就職した」という者が約半数近くで最も多く，「他からの援助等を受けて就学または進学した」という者が約4割で次に多くなっている。

一方，夫の被災が子どもの就学や進学の支障にならなかつたと答えた者の理由をみると，「自費でまかなえる」という者が63%，「被災前から高校進学の手定はなかつた」という者が21.1%となつている（第21表）。

第21表 子どもの就学，進学への支障の有無およびその理由

総数※1		あ り										な し			
実数	%	計	高校進学をやめて就職した	高校を中途退学して就職した	全日制をやめて定時制にした	他からの援助等により就学又は進学した※2						計	自費でまかなえる	被災前から高校進学の手定はなかつた	その他
						小計	労災就学援護費を受けた	公的機関の奨学金を受けた	夫の被災した事業場の奨学金を受けた	親せき知人からの援助を受けた	その他				
623	100.0	54.4	24.4	3.2	5.3	21.5	7.2	5.3	0.5	6.4	5.5	45.6	28.7	9.6	7.3
		(100.0)	(44.9)	(5.9)	(9.7)	(39.5)	(13.3)	(9.7)	(0.9)	(11.8)	(10.0)	(100.0)	(63.0)	(21.1)	(15.9)

注）※1 被災当時高校に就学又は進学する年令層の子どもがいた人の総数。

※2 多答である。

3 労災就学援護費受給の状況

業務災害によつて死亡したり重度障害を受けた労働者の子弟に対して，その学費を支払うことが困難な場合，労災就学援護費が支給されることになっているが，その受給状況をみると，約7割の者が受給している（第22表）。

第22表 労災就学援護費受給の状況

総数 ※1		受けている ※2					受けていない	わからない
実数	%	小計	小学生	中学生	高校生 高専1～3年生	高専4～5年生 大学生		
634	100.0	68.0 (100.0)	33.6 (49.4)	31.9 (46.9)	21.9 (32.3)	4.6 (6.7)	29.6	2.4

注) ※1 小・中・高校・高専・大学に在学している子どもがいる人の総数。

※2 多答である。

V 夫の介護の状況

1 介護の要否

夫の「食事、着がえ、その他身のまわりのことについて、誰かの看護その他の世話を必要としますか」との質問に対して、31.9%の者が「常に必要」、37.6%の者が「時により必要」と答えており、両者をあわせ、7割の者が夫の看護・世話を必要としている。とくに看護などを必要としない者は3割である(第23表)。

第23表 介護の要否

総数		必要あり			必要なし
実数	%	小計	常に必要	時により必要	
1,163	100.0	69.5	31.9	37.6	30.5

看護や世話の必要状況を障害部位別にみると、第24表のとおりで、「上肢」82.1%を最高に、最低の「一般的傷病」52.4%まで、いずれの部位においても過半数が看護を必要としている。

さらに障害部位別に詳細にみると、「上肢」障害者は看護・世話を必要とする者の割合は高いが、その内訳をみると「時により必要」とする者が過半数を占めている。これに対し「一般的傷病」(神経系統障害を含む)の場合は、看護・世話を必要とする者の割合は比較的低いが、過半数が「常に看護・世話を必要」としているなど、障害部位による特徴があらわれている(第24表)。

第24表 障害部位別介護の要否

障害部位	総 数		必 要 あ り			必要なし
	実 数	％	小 計	常に必要	時により必要	
計	1,163	100.0	695(100.0)	31.9(45.8)	37.6(54.2)	30.5
頭 部	337	100.0	68.5(100.0)	26.4(38.5)	42.1(61.5)	31.5
頸 部	52	100.0	78.8(100.0)	50.0(63.4)	28.8(36.6)	21.2
胴 体	238	100.0	75.8(100.0)	36.0(47.5)	39.8(52.5)	24.2
上 肢	134	100.0	82.1(100.0)	36.0(46.4)	44.0(53.6)	17.9
下 肢	159	100.0	56.6(100.0)	25.2(44.4)	31.4(55.6)	43.4
複 合 部 位	222	100.0	65.3(100.0)	32.0(49.0)	33.3(51.0)	34.7
一般的傷病	21	100.0	52.4(100.0)	38.1(72.7)	14.3(27.3)	47.6

被災した時期別に看護・世話の状況をみると、昭和39年以前に被災したもの（被災してから約7年以上経過したもの）と、昭和40年以降に被災したもの（被災後約7年を経過してはいないもの）とでは、看護を必要するものの割合がそれぞれ69.0％、70.3％となっており、被災後経過した年数による差はあまりないといえよう（第25表）。

第25表 被災時期別介護の要否

被災時期	総 数		必 要 あ り			必要なし
	実 数	％	小 計	常に必要	時により必要	
計	1,163	100.0	695(100.0)	31.9(45.8)	37.6(54.2)	30.5
昭和40年以降	418	100.0	70.3(100.0)	32.1(45.6)	38.2(54.4)	29.7
昭和39年以前	745	100.0	69.0(100.0)	31.8(46.0)	37.3(54.0)	31.0

2 介護の内容

夫が必要とする看護や世話のうち、主なものは「清拭・入浴」「衣服着がえ」「歩行介助」で、それぞれ看護を要するもののうち65.1％、60.1％、48.3％を占めている。次いで「用便」36.6％、「食事」29.9％、「洗面」27.6％となっている。

障害部位別に看護・世話の内容をみると、「清拭・入浴」「衣服着がえ」はいずれの場合にも看護を必要とする割合が高い。それぞれの部位別にみると、頭部では「歩行介助」が63.6％で最も高く、「衣服着がえ」49.4％、「清拭・入浴」43.3％

「食事」42.9%を上回り、また、「読書・新聞」が32.5%と比較的高くなっている。これは頭部障害者の約3分の1が眼の障害であるためと思われる。頭部障害者は「清拭・入浴」78.0%、「衣服着がえ」73.2%、「歩行介助」51.2%、「用便」51.2%、「洗面」46.3%、「食事」41.5%と全般にわたって割合が高い。胴体障害者は「清拭・入浴」76.0%、「用便」57.0%、「衣服着がえ」56.4%、「歩行介助」52.5%の割合が高い。上肢障害者は「衣服着がえ」85.5%、「清拭・入浴」80.9%が目立つて高くなっている。下肢障害者は「歩行介助」68.8%、「清拭・入浴」60.0%、「衣服着がえ」46.7%が高い。複合部位障害者は「清拭・入浴」73.8%、「衣服着がえ」68.3%が高く、また一般的傷病者は「清拭・入浴」63.3%、「衣服着がえ」45.5%、「歩行介助」45.5%が高くなっている（第26表）。

第26表 介護の内容

障害部位	総数※		洗面	食事	用便	清拭 入浴	衣服 着がえ	歩行 介助	読書 新聞	その他	不明
	実数	%									
計※	808	100.0	27.6	29.9	36.6	65.1	60.1	48.3	14.3	19.0	0.6
頭部	231	100.0	23.8	42.9	22.5	43.3	49.4	63.6	32.5	19.5	0.9
頸部	41	100.0	46.3	41.5	51.2	78.0	73.2	51.2	14.6	14.6	—
胴体	180	100.0	29.1	24.6	57.0	76.0	56.4	52.5	5.6	20.7	—
上肢	110	100.0	32.7	29.1	29.1	80.9	85.5	4.5	7.3	20.0	0.9
下肢	90	100.0	15.6	10.0	33.3	60.0	46.7	68.9	2.2	15.6	1.1
複合部位	145	100.0	30.3	24.8	27.2	73.8	68.3	38.6	8.3	17.9	—
一般的傷病	11	100.0	27.3	36.4	36.4	63.6	45.5	45.5	18.2	27.3	9.1

注) 1 ※ 介護を必要とするものの総数。

2 多答のため各項の計は100%をこえる。

3 夫の介護者

夫の看護や世話を必要とするものの94.5%は妻が主となつて行なっている（第27表）。とくに「衣服着がえ」「清拭・入浴」「用便」「歩行介助」はほとんど妻が、その世話にあたっている。

第27表 夫の介護者

総数※		本人(妻)	子ども	その他の 家族	家族以外 の人	病院・施設等 に入所	その他	世話をする 人がいない
実数	%							
808	100.0	94.5	4.1	2.6	0.6	2.7	0.5	0.4

注) ※ 介護の必要ありの総数。

4 介護に要する時間

夫の看護・世話を必要とする者808人(総数の69.5%)の、看護などにかかる1日平均時間は3時間3分であるが、なかには看護などにかかる時間が1日8時間以上に及ぶ者が7.7%みられ、とくに1級では13.6%が8時間以上となつている(第28表)。

第28表 夫の介護に要する時間

総数※		2時間未満	2時間以上	4時間以上	6時間以上	8時間以上	不明	平均 介護時間
実数	%		4時間未満	6時間未満	8時間未満			
808	100.0	40.4	29.4	11.3	2.8	7.7	8.4	3時間03分

注) ※ 介護を必要とするものの総数。

さきに述べたように夫の看護・世話にかかる1日平均介護時間は3時間3分であるが、このうち妻が看護する時間は2時間31分(82.5%)で、夫の看護などはほとんど妻があたつているといえよう(第29表)。

第29表 妻が介護する時間

総数※		0時間	2時間 未満	2時間以上	4時間以上	6時間以上	8時間以上	不明	平均 介護時間
実数	%			4時間未満	6時間未満	8時間未満	以上		
808	100.0	1.6	41.7	29.2	9.6	3.0	6.2	8.7	2時間31分

注) ※ 介護を必要とするものの総数。

障害部位別に夫の看護や世話に要する時間をみると、平均介護時間は一般的傷病(神経系統障害を含む)が最も長く7時間35分、次いで頸部の4時間52分、頭部3時間24分、胴体3時間18分等が、とくに長くなっている。

看護などに要する時間は、各部位とも1日2時間未満または2時間以上4時間未満のものの占める割合が高くなっているが、一方、8時間以上を要するものが一般的傷病（神経系統障害を含む）27.3%、頸部17.1%であることが注目される。

とくに一般的傷病では、8時間以上を要するものの割合が、2時間未満のものと同じく27.3%の高率を占めているのは、神経系統の障害者が含まれているためとみられる（第30表）。

第30表 障害部位別介護に要する時間

障害部位	総数※		2時間未満	2時間以上4時間未満	4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満	8時間以上	不明	平均介護時間 時間 分
	実数	%							
計	808	100.0	40.4	29.4	11.3	2.8	7.7	8.4	3 03
頭 部	231	100.0	32.5	29.5	10.8	4.3	8.2	14.7	3 24
頸 部	41	100.0	29.3	22.0	19.5	2.4	17.1	9.7	4 52
胴 体	180	100.0	32.9	36.9	13.4	2.8	8.4	5.6	3 18
上 肢	110	100.0	56.4	22.7	12.7	1.8	1.8	4.6	2 02
下 肢	90	100.0	57.8	23.3	6.7	1.1	4.4	6.7	2 06
複合部位	145	100.0	43.4	31.7	9.7	2.1	8.3	4.8	1 00
一般的傷病	11	100.0	27.3	18.2	—	9.0	27.3	18.2	7 35

注）※ 介護を必要とするものの総数。

Ⅵ 夫の就業

1 就業状況

(1) 就業状態

簡単な家事労働や家の留守番等も含めて、障害者である夫が「現在なにか仕事をしていらっしゃるでしょうか」との問いに対して、「なにもしていない」と答えた者が全体の6割強を占めている。

何らかの仕事をしている4割弱の者についてみると、「雇われて働いている」22.6%、「自営業」7.1%、「内職」3.4%、「家業の手伝い」2.5%、「その他」2.5%となつている。

雇用労働者として働いている約2割の者の勤務先をみると被災した事業場に引きつづき働いている者あるいは再雇用された者が56.7%を占め、被災した事業場以外のところに雇用されている者（43.3%）を上回っている。

障害等級別にみると「なにもしていない」と答えた者は、1級では7割、2級、3

級では6割となつていて、いずれも過半数を占めているが、とくに1級の場合、何もしていない者の占める割合が高い。

雇用されて働いている者は、2級、3級では約3割であるが、1級では1割弱に過ぎない。雇用労働者について、さらに、その内訳をみると、2級、3級では被災した事業場に雇われて働いている者が、その他のところに雇われて働いている者より多くなっているが、1級では逆に、被災した事業場に働いている者の方が、その他のところに働いている者より少なくなっている（第31表）。

第31表 夫の就業状態

障害等級	総数		雇用労働者			自営業	家業の手伝い	内職	その他	なにもしていない	不明
	実数	%	小計	被災した事業場	その他の事業場						
計	1,163	100.0	22.6 (100.0)	(56.7)	(43.3)	7.1	2.5	3.4	2.5	61.6	0.3
1 級	337	100.0	8.0 (100.0)	(44.4)	(55.6)	9.8	2.7	5.0	4.7	68.8	0.9
2 級	194	100.0	29.4 (100.0)	(57.9)	(42.1)	8.8	1.0	2.6	0.5	57.7	—
3 級	632	100.0	28.3 (100.0)	(58.1)	(41.9)	5.2	2.8	2.7	1.9	58.9	0.2

(2) 仕事の内容

何らかの仕事をしている者4割弱について、その仕事の内容をみるとおおむね次のとおりである。

まず雇用労働者では事務に従事する者が最も多く、雇用労働者の25.5%を占め、次いで雑役（16.3%）、工員（15.6%）、守衛・倉庫番（8.7%）等が多い。

障害等級別にみると、1級では事務、指導員、2級では事務、雑役、工員、3級では事務、雑役、工員、守衛・倉庫番、店員等が多くなっている。このほか少数ではあるが、技術者、研究員などの専門的職業、集金人・外交員、現場監督、運転手などある程度体を使う職業、また、仲仕、失対就労者など相当体を使うと思われる職業に従事する者もみられる。なお、等級の低いものほど、従事している職種の種類が多くなっている。

自営業を営んでいる者の仕事の内容をみると、農業およびマッサージ・はり・灸に従事する者が最も多く、次いで小売店の経営となつている。このほか、養豚・養鯉業、漁業、電気・水道工事業、板金・鍍金業、設計・製図、行商等に従事する者がみられる。

障害等級別にみると、1級、2級はマッサージ・はり・灸に従事する者が最も多く

その全部が眼の障害者である。3級は農業に従事する者が最も多い。

内職に従事する者の仕事の内容をみると電気部品組立、洋服・縫製、靴・靴加工および段ボール箱組立等が多くなっている。

また、家業の手伝いをしている者の仕事の内容は、農業手伝い、店番等である。その他の仕事に従事する者の仕事の内容は、庭の手入れ、留守番、子守り、簡単な家事等である。

夫の被災した時期を、昭和39年以前（被災してから約7年以上経過したもの）と40年以降（同じく約7年を経過していないもの）とに分けてその就業状態をみると全くなにもしていない者は、被災後経過した期間の短い者にやや多くなっている（第32表）。

第32表 被災時期別夫の就業状態

被災時期	総 数		雇用者	自営業	家 業	内 職	その他	なにもして いない
	実 数	%						
昭和40年以降	418	100.0	23.4	4.8	0.7	2.6	1.9	66.5
昭和39年以前	745	100.0	22.1	8.5	3.5	3.8	2.8	59.3

(3) 就業の経路

夫が雇用されて働いている場合の就職経路をみると、「被災した事業場」を通じて雇用されたものが56.3%で最も多く半数以上を占めている。このなかには、被災した事業場にひきつづき雇用されているもの、被災した事業場に再雇用されたものおよび被災した事業場のあつ旋で他の事業場に就職したもの等が含まれる。次いで「親せき・知人」の世話で縁故就職したものが22.3%、「身障者訓練施設等」の世話で雇用されたものが5.8%となっている。

自営業の場合は、就業の経路が雇用労働者と異なり、「その他」の48.2%が最も多く、次いで「親せき・知人」24.1%、「身障者訓練施設等」20.5%が多く、「被災した事業場」によるものは7.2%と少ない（第33表）。

自営業の就業経路が「その他」のものは、「自分ではじめた」「以前からやっていた（農業、小売店など）」ものがほとんどである。また、「身障者訓練施設等」の世話で自営業についた者のほとんどは眼部障害者で、あんま、マッサージ等に従事している。

第33表 夫の就業経路

就業状態	総 数 ※		被災した 事業場	身障者訓 練施設等	親せき・ 知 人	そ の 他
	実 数	%				
雇用労働者	263	100.0	56.3	5.8	22.3	15.6
自 営 業	83	100.0	7.2	20.5	24.1	48.2

注) ※ 雇用労働者および自営業の各々の総数。

(4) 就業までの期間

現在、雇用されて働いている夫が、被災してから仕事につくまで、どの位の年月を要したかをみると、平均して2年9カ月となつてゐる。

障害等級別にみると、仕事につくまでの平均所要期間は、1級3年8カ月、2級3年2カ月、3級2年6カ月となつていて、障害等級が高くなるに従い、被災してから仕事につくまでの期間が長くなつてゐる。とくに1級の場合は4分の1の者が、2級の場合は5分の1のものが5年以上を経過している(第34表)。

第34表 夫の就業するまでの期間

障害 等級	総 数 ※		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上	不 明	就業する までの平均期間
	実 数	%								
計 ※	263	100.0	14.8	26.6	17.1	17.1	8.0	14.5	1.9	2年9ヶ月
1 級	27	100.0	7.4	14.8	18.5	18.5	11.1	22.2	7.4	3 8
2 級	57	100.0	14.0	26.3	14.0	22.8	1.8	21.1	—	3 2
3 級	179	100.0	16.2	28.5	17.9	15.1	9.5	11.2	1.7	2 6

注) ※ 夫が雇用されて働くものの総数。

2 施設等の入所状況

夫が治療のため病院に入院加療した後、「機能回復のための施設または技能習得のための学校、訓練施設等に入所しましたか」との質問に対し、「入所した」と答えている者は21.5%、「現在入所している」者は2.3%、「入所する予定」の者は0.5%となつてゐる。これに対し「入所したことはないし、今後入所する予定もない」と答えた者は75.3%と多くなつてゐる。

施設に「入所した」「現在入所している」「入所する予定」と答えた者は、1級に

比較的多く、2級、3級では少ない（第35表）。

第35表 施設入所状況

障害等級	総 数		入所した	現在入所 している	入所する 予 定	入所したことは ないし今後入 所の予定なし	不 明
	実 数	%					
計	1,163	100.0	21.5	2.3	0.5	75.7	0.4
1 級	337	100.0	28.9	5.5	0.9	64.6	—
2 級	194	100.0	18.8	1.0	0.5	79.7	1.0
3 級	632	100.0	18.3	1.0	0.3	80.4	0.5

施設に「入所した」「現在入所している」「入所する予定」と答えた者の、施設の種類をみると、労災リハビリテーション作業所、身体障害者訓練センター、視力障害者センター、盲学校、公共病院等が多くあげられている。

これらの施設に「入所した」者の半数以上は、施設に入所したことが「現在の仕事に生かされている」と答えている。とくに視力障害者関係施設に入所した者は、そのほとんどが「現在の仕事に生かされている」と答えている。

施設に「入所したことはないし、今後入所する予定もない」と答えた者の理由としては、障害がひどく効果が期待できない、受入れてくれる施設がない、適当な施設がない、夫が入所をいやがる、現在のままでよい（積極的に入所する気にならない）、現在就業しているので入所する必要はない、施設のあることを知らない等があげられている。

Ⅶ 家計等の状況

1 世帯の収入

労災保険の障害補償年金を含む公的年金、夫、妻およびその他の家族の働いて得た収入、奨学金、生活保護等の手当、親せきからの仕送り等、調査対象となつた世帯の、すべての収入をあわせた合計の平均月額額は、76,997円である。

世帯収入の内訳をみると、1ヵ月平均世帯収入総額77,997円のうち、公的年金39,321円（うち障害補償年金32,409円）、妻が働いて得た収入15,195円、夫が働いて得た収入13,027円、その他の収入9,454円となつている。なおその他の収入とは、夫および妻以外の家族が働いて得た収入、親せき等からの仕送り、奨学金、生活保護等の手当などその他の収入すべてを含めたものである。

世帯収入総額のうち、それぞれの収入の占める割合は公的年金51.1%（うち障害

補償年金は42.1%、妻の収入19.7%、夫の収入16.9%、その他の収入12.3%となっており、公的年金が世帯総収入の5割強を占めている。

障害等級別についてみると、1級では公的年金の占める割合が約6割と高く、夫の収入の占める割合が1割弱と目立って低くなっている。2級では公的年金の占める割合が52.6%、3級では46.3%と、障害等級が低くなるに従い、その割合も低くなっている（第36表）。

なお、世帯総収入を収入階級別にみると、約4分の1の家庭が月収5万円未満となっている（第37表）。

第36表 平均世帯収入月額

障害等級	世帯 総収入	公的年金 ^{※1}		夫の収入 ^{※3}	妻の収入 ^{※3}	その他の ^{※3} 収入
			障害補償年金 ^{※2}			
実数(人)	1,160	1,160	1,160	1,132	1,143	1,139
金額 (単位円)	計	76,997	39,321	32,409	13,027	15,195
	1級	75,652	44,816	37,156	6,894	14,924
	2級	79,730	41,971	33,720	16,123	14,636
	3級	76,869	35,588	29,486	15,317	15,509
構成比 (%)	計	100.0	51.1	42.1	16.9	19.7
	1級	100.0	59.2	49.1	9.1	19.7
	2級	100.0	52.6	42.3	20.2	18.4
	3級	100.0	46.3	38.4	19.9	20.2

注) ※1 公的年金額不明のものを除く。

障害補償年金以外の公的年金が0のものを含む。

※2 障害補償年金額不明のものを除く。

※3 収入額不明のものを除く。

収入が0のものを含む。

第37表 障害等級別世帯収入月額

障害 等級	総 数		3 万円	3万円以上	4万円以上	5万円以上	6万円以上	7万円以上	8 万円	不明	平均世帯 月 収 額 円
	実数	%	未 満	4万円未満	5万円未満	6万円未満	7万円未満	8万円未満	以 上		
計	1,163	100.0	5.1	6.5	11.2	12.1	12.4	10.6	41.9	0.3	76,997
1 級	337	100.0	3.3	5.6	11.3	12.5	15.1	11.3	40.1	0.9	75,652
2 級	194	100.0	3.6	4.1	15.4	8.8	12.9	9.3	45.9	—	79,730
3 級	632	100.0	6.5	7.7	9.8	13.0	10.8	10.6	41.6	—	76,869

2 公 的 年 金

(1) 障害補償年金

労災保険による障害補償年金（付録1参照）の1カ月当り平均額は32,409円である。障害等級別にみると、1級37,156円、2級33,720円、3級29,486円となっている（第38表）。

第38表 障害補償年金

障害 等級	総 数		2万円	2万円以上	3万円以上	4万円以上	5万円以上	6 万円	不明	1 カ月当り平均 障害補償年金額
	実数	%	未 満	3万円未満	4万円未満	5万円未満	6万円未満	以 上		
計	1,163	100.0	22.1	29.0	22.4	13.9	7.1	5.2	0.3	32,409 円
1 級	337	100.0	13.1	26.1	21.7	19.6	10.4	8.6	0.6	37,156
2 級	194	100.0	22.7	27.8	21.7	12.9	6.7	8.2	—	33,720
3 級	632	100.0	26.7	30.9	23.1	11.2	5.4	2.5	0.2	29,486

(2) 公的年金

労災保険による障害補償年金受給者であつて、厚生年金、船員保険あるいは国民年金の加入者については、同じ事由で年金が支給されている。

障害補償年金に、これら厚生年金等を加えた公的年金の1カ月当り平均額（厚生年金等を受給していない者を含む。）は、39,321円である。

障害等級別にみると、1級44,816円、2級41,971円、3級35,588円となっている（第39表）。

また、夫の被災した事業場の規模別に、1カ月平均公的年金額をみると、規模500人以上50,142円、100～499人41,293円、30～99人42,614円、10～29人37,253円、9人以下35,941円となつていて、規模が小さくなる

に従い、概して年金額は低くなっている（第40表）。

第39表 障害等級別公的年金

障害 等級	総 数		2万円	2万円以上	3万円以上	4万円以上	5万円以上	6万円	不明	1カ月当り平均 公的年金額
	実数	%	未 満	3万円未満	4万円未満	5万円未満	6万円未満	以 上		
計	1,163	100.0	11.1	22.3	24.2	19.2	11.9	11.4	0.3	39,321円
1級	337	100.0	5.0	16.6	21.1	22.8	16.0	17.8	0.6	44,816
2級	194	100.0	10.3	19.1	22.2	20.1	11.8	16.5	—	41,971
3級	632	100.0	14.1	26.3	26.4	16.9	9.7	6.5	0.2	35,588

第40表 被災事業場規模別公的年金月額

規 模	実 数	公的年金月額	指 数 (500人以上=100)
計	1,160人	39,321円	—
9人以下	211	35,941	71.7
10～29人	532	37,253	74.3
30～99人	197	42,614	85.0
100～499人	128	41,293	82.4
500人以上	92	50,142	100.0

注) 公的年金額不明のものを除く。

(3) 家計のなかに占める割合

世帯総収入のうち公的年金が10割を占めるもの、すなわち世帯収入の全部が公的年金によつて賄われている家庭は、全体の1割強を占めている。とくに世帯収入の少ない3万円未満(62.1%)、3万円以上4万円未満(39.5%)の家庭では、収入を公的年金のみに頼っているものが多くなっている。世帯収入の比較的高い8万円以上の家庭では、公的年金の占める割合が低くなっているが、それでも4割以上6割未満38.0%、4割未満44.6%となつていて、あわせて8割強の家庭が世帯収入の6割未満を公的年金に頼っている(第41表)。

第41表 世帯収入のうち公的年金の占める割合

世帯収入額階級	総 数 ※		4 割	4割以上	6割以上	8割以上	10割
	実 数	多	未 満	6割未満	8割未満	10割未満	
計	1,159	100.0	27.5	32.2	21.6	7.2	11.5
3万円未満	58	100.0	3.5	8.6	17.2	8.6	62.1
3万円以上4万円未満	76	100.0	1.3	25.0	23.7	10.5	39.5
4万円以上5万円未満	130	100.0	8.5	28.5	36.1	5.4	21.5
5万円以上6万円未満	141	100.0	17.0	29.1	33.3	13.5	7.1
6万円以上7万円未満	144	100.0	22.2	29.9	27.8	11.8	8.3
7万円以上8万円未満	123	100.0	26.0	35.8	21.1	10.6	6.5
8万円以上	487	100.0	44.6	38.0	12.7	2.9	1.8

注) ※ 世帯収入額および公的年金額不明のものを除く。

3 夫 の 収 入

(1) 家計のなかに占める割合

夫が働いて得た収入が、世帯総収入のなかに占める割合は第42表のとおりである。

夫の働いて得た収入がないものは全体の64.4%を占めているが、世帯収入が少ないものほど、夫に収入のないものが多く、世帯収入5万円未満の家庭では、9割が夫の働きによる収入が全くない。世帯収入の比較的多い8万円以上の家庭でも約半分は夫の働いてえた収入が全くない。

夫の働きによる収入が世帯収入の5割以上を占める家庭は、全体の1割に過ぎない(第42表)。

第42表 世帯収入のうち夫の働きによる収入が占める割合

世帯収入額階級	総 数 ※		0 (収入がない者)	2割未満	2割以上 5割未満	5割以上
	実 数	%				
計	1,132	100.0	64.4	7.8	17.7	10.1
3万円未満	57	100.0	93.2	—	5.1	1.7
3万円以上4万円未満	74	100.0	90.8	6.6	2.6	—
4万円以上5万円未満	127	100.0	87.7	5.4	4.6	2.3
5万円以上6万円未満	137	100.0	78.0	6.4	10.6	5.0
6万円以上7万円未満	141	100.0	68.0	13.2	14.6	4.2
7万円以上8万円未満	120	100.0	65.9	6.5	15.4	12.2
8万円以上	476	100.0	45.2	8.8	28.5	17.5

注) ※ 世帯収入額および夫の働きによる収入額不明のものを除く。

(2) 就業している夫の収入

現在就業していない者も含めた夫の平均収入月額、さきに述べたとおり13,027円であるが、このうち仕事について収入を得ている夫414人(全体の35.6%)についてみると、その平均収入月額は36,502円となっている。

障害等級別にみると、平均収入月額は1級29,161円、2級38,144円、3級38,262円となっていて、1級が目立って低い。収入階級別にみると、収入月額3万円未満のものが1級で4割強、2級・3級で4割弱を占めている。なお、収入月額が5万円以上のものは、1級では16.2%と少なく、2級、3級では16.2%と少なく、2級、3級でも3割強に過ぎない(第43表)。

第43表 障害等級別夫の収入月額

障害 等級	総 数※		1万円	1万円以上	2万円以上	3万円以上	4万円以上	5万円	不明	平 均 月収額
	実 数	%	未 満	2万円未満	3万円未満	4万円未満	5万円未満	以 上		
計	414	100.0	12.1	11.9	13.9	12.4	13.4	28.0	7.4	36,502円
1級	86	100.0	14.3	11.4	17.1	11.4	4.8	16.2	24.8	29,161
2級	81	100.0	8.5	13.4	13.4	18.3	14.7	31.7	—	38,144
3級	247	100.0	12.3	11.5	12.7	12.7	16.5	31.5	2.7	38,262

注) ※ 夫が働いて収入を得ているものの総数。

次に就業状態別にみると、雇用労働者として働いている夫の平均収入月額は43,970円、自営業を営んでいるもの34,098円、家業の手伝い16,718円、内職8,232円となっていて、家業の手伝いや内職に従事する者の収入はとくに少ない。

収入階級別にみると、雇用労働者では月収5万円以上のものが4割みられるが、自営業では5万円以上が2割強、2万円未満が4割弱である。家業の手伝いをしている者は約半分が2万円未満、内職者にいたっては9割弱が月収が2万円未満となつている(第44表)。

第44表 就業状態別夫の収入月額

就業状態	総 数 ※		1万円	1万円以上	2万円以上	3万円以上	4万円以上	5万円	不明	平 均 収入月額
	実数	％	未 満	2万円未満	3万円未満	4万円未満	5万円未満	以 上		
雇用労働者	263	100.0	3.4	6.5	14.4	17.1	17.5	39.9	0.4	43,970 ^円
自 営 業	82	100.0	14.1	23.1	15.4	7.7	12.8	24.4	2.6	34,098
家業の手伝い	29	100.0	33.3	14.3	14.3	19.0	4.8	—	14.3	16,718
内 職	40	100.0	64.9	21.6	8.1	2.7	—	2.7	—	8,232

注) ※ 夫が働いて収入を得ているものの総数。

4 妻 の 収 入

(1) 家計のなかに占める割合

妻の働いて得た収入が、世帯総収入のなかでどのくらいの割合を占めているのかについてみると、第45表のとおりとなる。

妻に全く収入がないものは全体の34.8%を占めているが、とくに世帯収入4万円未満の家庭では妻に収入のないものがほぼ6割を占めている。

妻の収入が世帯収入の2割以上5割未満を占めるものは、各階層において比較的多く、とくに世帯収入4万円以上の家庭では、4割弱～5割弱を占めている。

これらのことから、世帯収入のうち妻の収入に依存する割合は、各層において公的年金に次いでかなり高いが、世帯収入4万円以上の場合とくに高くなっている。一方世帯収入4万円未満の家庭では、妻に収入のないものが多く、しかも前述したように夫にも収入のないものが多い。すなわち、世帯収入の低い家庭では、夫妻ともに働いて収入を得ることができず、公的年金に依存する割合が非常に高くなっている(第45表)。

第45表 世帯収入のうち妻の収入が占める割合

世帯収入額階級	総 数 ※		0 (収入がない者)	2割未満	2割以上 5割未満	5割以上
	実 数	%				
計	1,143	100.0	34.8	18.5	37.8	8.9
3万円未満	58	100.0	64.4	10.2	22.0	3.4
3万円以上4万円未満	75	100.0	56.6	5.3	26.3	11.8
4万円以上5万円未満	128	100.0	36.9	7.7	41.9	11.5
5万円以上6万円未満	139	100.0	29.1	20.5	36.9	13.5
6万円以上7万円未満	142	100.0	27.1	16.7	48.6	7.6
7万円以上8万円未満	121	100.0	37.4	17.1	38.2	7.3
8万円以上	480	100.0	30.6	24.8	36.8	7.8

注) ※ 世帯収入額および妻の収入額不明のものを除く。

(2) 就業している妻の収入

現在就業していない者も含めた妻の平均収入月額は、さきに述べたとおり15,915円であるが、このうち働いて収入を得ている妻784人(全体の67.4%)についてみると、その平均収入月額は23,071円となっている。

就業状態別にみると、農業以外の自営業を営んでいる者の平均月収額が最も高く33,036円、次いで雇用労働者25,505円となっていて、自分の家の農業(19,048円)や内職(12,226円)に従事する者は平均月収額が低い。

収入階級別にみると、農業以外の自営業では月収5万円以上の者が4分の1を占めているが、7割弱は月収4万円未満である。雇用労働者では7割が月収3万円未満で、5万円以上の者は5.3%に過ぎない。農業では8割弱が月収3万円未満で、5万円以上の者は5.1%である。内職者の場合はさらに低い層へ片寄っており、8割強が2万円未満である(第46表)。

第46表 妻の収入月額

就業状態	総 数※		1万円	1万円以上	2万円以上	3万円以上	4万円以上	5万円	不明	平 均 月収額
	実数	%	未 満	2万円未満	3万円未満	4万円以上	5万円未満	以 上		
計	784	100.0	13.3	27.0	29.3	15.7	5.6	6.5	2.6	23,071 ^円
雇用労働者	450	100.0	4.7	22.9	38.0	20.2	7.6	5.3	1.3	25,505
自分の家の 農 業	158	100.0	22.2	36.1	19.6	7.0	4.4	5.1	5.7	19,048
農業以外の 自営業	72	100.0	12.5	16.7	13.9	23.6	2.8	26.4	4.2	33,036
内 職	85	100.0	40.0	43.5	11.8	3.5	—	—	1.2	12,226
そ の 他	19	100.0	26.3	15.8	42.1	5.3	5.3	—	5.3	17,000

注) ※ 働いて収入を得ている妻の総数。

5 事業場からの支給金

「被災後、事業場から支給されたお金には、どのようなものがありましたか」の質問に対し、6割が「災害見舞金」、3割が「退職金」と答えている。どくわずかであるが「退職年金」と答えた者もみられる。

「災害見舞金」「退職金」「退職年金」とも、概して被災した事業場の規模が大きい程、支給された割合が高くなっている(第47表)。ただし、これらについて、その金額は不明である。

第47表 事業場規模別事業場からの支給金

事業場規模	総 数※		災 害 見 舞 金	退 職 金	退職年金	そ の 他
	実 数	%				
計	1,150	100.0	60.9	27.1	2.0	10.1
9人以下	209	100.0	67.8	23.8	1.4	11.9
10～29人	528	100.0	55.1	26.9	0.3	9.6
30～99人	195	100.0	67.6	20.9	2.2	11.5
100～499人	127	100.0	62.0	28.0	3.0	10.0
500人以上	91	100.0	62.7	45.3	10.7	6.7

注) 1 事業場規模不明のものを除く。

2 多答のため各項の計は100%にはならない。

6 借金等の状況

夫が被災したことにより、借金等をしたものは全体の46.0%を占めている。借金の使途についてみると生活費に用いたものが最も多く借金をした者のうち75.7%を占めている。次いで医療費21.7%、教育費15.1%、住宅移転費7.5%となつている(第48表)。

第48表 借金等の状況

総 数		借 金 等 あ り ※						借金等 な し	不 明
実 数	%	小 計	医療費	住 宅 移 転 費	生活費	教育費	その他		
1,163	100.0	46.0 (100.0)	(21.7)	(7.5)	(75.7)	(15.1)	(12.7)	53.1	0.9

注) ※ 多答のため各項の計は100%をこえる。

7 社宅居住者の移転状況

被災時に社宅に居住していたものは、全体の17.0%を占めているが、これら社宅居住者の大多数は被災後移転している。移転した時期は、被災後1年を超えてからのものが7.4%を占めている(第49表)。

第49表 被災時の社宅居住の有無およびその後の移転状況

総 数		社 宅 に 住 ん で い た						社宅に住 んでいな かつた	不 明
実 数	%	小 計	現在も引 続き住ん でいる	3カ月以 内に移 転した	3カ月を こえ1年 以内に移 転した	1年をこ えてから 移転した	その他		
1,163	100.0	17.0	3.9	1.6	2.0	7.4	2.1	82.1	0.9

Ⅶ 妻 の 意 識

1 妻の相談相手

夫の被災後、精神面あるいは経済面等さまざまな面で、妻の主な相談相手になつたものをみると、「家族、親せき、知人」と答えた者が最も多く約7割である。次に多いのが「夫」で、被災後も引続き、妻の主な相談相手が被災した本人である「夫」と

いう者が3分の1強となつてゐる。

夫または家族、親せき、知人以外で妻の相談相手になつた者は、「被災した事業場の人」14.6%、「公的機関の人」9.7%となつてゐる。一方、「相談相手がいない」と答えた者が7.6%みられる（第50表）。

第50表 妻の相談相手

総 数		夫	家族・ 親せき 知 人	被災し た事業 場の人	公的機 関の人	その他	相談相手 がない	不 明
実 数	%							
1,163	10.00	33.0	68.0	14.6	9.7	4.8	7.6	0.9

注) 多答のため各項の計は100%をこえる。

2 困つてゐること、つらいこと

本調査の対象者は、重度の障害をうけた労働者の妻であることから、「夫の被災後、とくに困つてゐること、つらいこと（または困つたこと、つらかつたこと）はどんなことですか」ときいたところ、多くのものが苦しみやなやみを訴えており、その要点をまとめると次のとおりである。なおこの質問に際して、調査員には、調査対象者が自由な気持ちで話すように配慮し、無理にきき出すことはしないように指示しておいた。

(1) 家計について

家計について困つてゐる（または困つた）と答えた者は877人で、全対象者の75.4%となつてゐる。

その主な内容をみると、夫の被災により収入が全然なくなりその日の生活費にも困つたという者も含めて「収入の減少」で困つた（または困つてゐる）という者が614人で、経済的な面で困つた（または困つてゐる）と答えた者の7割を占めてゐる。次に、「支出の増加」で困つてゐる（または困つた）と答えた者が312人となつてゐる。増加した支出の内訳をみると、「医療費」、「入院中の雑費」、「生活費」が比較的多くなつてゐる。とくに、退院後も後遺症等の治療を続けている者が多く、その医療費が高くて困るという者や、夫が入院中、妻は看護のため病院に泊り込み、一方、子ども達は留守家族を守つてゐるという二重生活のため生活費がかかつて困つたという訴えが目立つた。

被災による収入の減少または支出の増加をどのようにして補つたかをみると、「借金した」と答えた者が最も多くなつてゐるが、「田畑等の資産を処分した」、「貯金をおろした」という者も目立つてゐる。しかし、このような手段を講じることのでき

ない者は、生活保護を受けたり、妻が働きに出たりして苦しい家計を切り抜けている。

家計の窮状を訴える声として、たとえば、「夫が被災したため収入が全くなりその日の生活にも困り、親せきや近所に借金を申し出たが、返済の見込がないということで、当時（昭和35年）200円のお金を貸してもらえず苦しい思いをした」という者や、「夫の被災当時は、9才を頭に4人の子どもがおり、また、夫の父が被災1カ月後に中風で倒れたため、夫と夫の父および子どもの世話で妻は外に働きに出ることもできず、仕方なく生活保護を受けたが、食事は麦をかゆにして食べ、お正月でも半麦飯もたけないような状態であつた」というように被災当時の苦しい家計を語るとともに、「年金だけの生活なので毎日の家計は苦しい。衣類は全部もらいもので被災後買ったことがなく、食事もししみや肉などは記憶にない程食べたことがないという状態である。最近、視力が落ちており、また左手が不自由になつてゐるが、過労や栄養失調のせいではないかと思う」というように現在の苦しい生活を訴える声も多くみられた。

(2) 夫のことについて

夫のことについて困つてい（または困つた）と答えた者は894人で、全対象者の76.9%となつてゐる。

その主な内容を見ると、「夫の性格」について困つてゐる（または困つた）という者が485人で最も多く、夫のことについて困つてゐる（または困つた）と答えた者の過半数を占めてゐる。身体の不自由な夫は、自分の身体が思うように動かないため、いらいらして怒りっぽくなり、妻や家族の者にあたりちらすという訴えが目立ち、また、夫の性格が「ひがみっぽくなつた」者や「無気力」になつて自分から何もしようとせず困るという者もゐる。夫の性格に関して困つてゐる者の声として、「夫は、被災したことによつて自分の一生がめちやめちやになつたという意識が強く、やけを起して乱暴を働き、次の生きる手段を考えようとしない」という者や、「夫は身体が不自由なため年中いらいらしており、気に入らないことがあると3日も食事をしないので、機嫌を取るのに苦労する。」、または、「夫は耳が全く聞こえず、他人が話しているのを見ては自分の悪口を言われているように思い、妻以外の者とは話しをしようとせず、来客があると逃げて出てこない。」というような妻の苦労話が出された。一方、「夫は入院中やけを起していたが、退院後は、あきらめと悟りのためか、また元々明るい性格だつたので、割合早くショックから立直ることができた。最近では、技術を身につけるため4km離れた塗物の製作所にバイクで通うほどになり、再起の意欲にもえてゐる。」と被災から立直つて明るく生きようとしている例もみられた。

次に、「夫の世話」に関すること困つてゐる（または困つた）という者が288

人で多くなっている。身の廻りの仕末を自分1人でできない身体の不自由な夫に対する世話のため、妻はいろいろな形で困っているが、とくに、妻より大きな身体を持主である夫を入浴させる際の重労働や、夫が自分で用便できないために要する世話の大変さを語る者が多くみられた。たとえば、「家に風呂がないが、夫は精神障害者のため公衆浴場へ連れて行くこともできず、夏はたらい湯に入れ、冬は熱いタオルで身体をふいてやつている。」とか、「1時間おきに排尿するのでその世話が大変である。」というような夫の世が大変であるという例とともに、「夫は退院後も自律神経障害、精神障害が残り、精神状態は幼児と同じであり、そのうえ度々発作を起すため、誰かが常時夫のそばについていなければならない。」とか、「夫は夜中に寝床を抜け出し、近所の乳母車を持ち出してウロウロしたり、変なものを拾ってきては近所に迷惑をかける。また、妻に良い帯を拾ってきたと言つて蛇を持つて来たことが数回ある。」というような精神障害のある夫を持つ妻の苦勞がしのばれる例もみられた。

第三に、夫の後遺症に関することによって困っているという者が231人いるが、その主な内容は、季節の変わり目や寒い時期になると夫の傷が痛み出したり、現在も時々発作を起し狂暴になつて困るという者が多くなっている。たとえば、「夫は脳神経をおかされているため健忘症がひどく、また、季節の変わり目には正気を失い、手あたり次第物を投げつける。医者からは回復の見込なしと言われているが、気休めに時々通院している。」という者や、「夫の上半身は80度までしか起すことができず、その上膝も曲らないため車イスにも乗れない状態である。左足はしびれており、体温の調節ができないため、夏でも冷やさないよう注意が必要である。また、足から膿が出るため月にガーゼ1反を使う。歩く時は、両足にアバラートをつけて松葉杖を使わなければならないが、アバラートはすぐにこわれる。」というような後遺症に苦しんでいる例もある。一方、「災害により醜くなつた顔を他人に見られることを嫌い、子ども達もいやがるので、ほとんど家に閉じこもっているが、夫の本心は世間とのつながりや人との接触を欲しているため孤独に苦しんでいる。」というように、被災により受けた傷のため精神的に苦しんでいる夫の例もみられた。

夫のことについて妻を悩ませていることは以上のほか、「夫は脳をやられたため、失語、失読、失笑症となつたが、その機能回復訓練施設がないため、妻が一語一語教えた。」というような夫の機能回復に関することや、「夫は、自分では一人前に仕事ができるつもりでいるが、職場の者はそのように見てくれない。夫は機械にくだしいので職場でいろいろ意見を述べるのだが、それを取上げてもらえず、働く意欲がしだいにそがれてきて、つい酒に気をまぎらすということが多くなっている。」というような夫の就労に関することなどが比較的多くみられた。

精神障害のため子どものようになってしまった夫との間に心の交流がなく寂しいという妻の悲痛な叫びもわずかながらみられた。

(3) 本人(妻)のことについて

妻自身のことについて困っている(困った)という者は751人で、全対象者の64.6%となっている。

その主な内容をみると、「夫は建築現場で作業中転落し、腰椎を打ち下半身麻痺である。妻は1人で農業をやっているが、男手がないことと、子どもが小さかつたため農繁期には1人で夜も働いた。この地域は水が十分でないので、夜中に田の水入れをしたり、また、部落の共同作業の動員等で大変苦勞した。そのうえ、夫の退院後は、マッサージのため片道3時間の道のりを夫をリヤカーに乗せて歩いて隔日に通院した」という例にみられるように、夫の世話とともに家庭生活全般の責任を負っている妻の「過勞」という者が最も多く、303人の者が妻自身の過勞を訴えている。次に、「夫は半身不随のうえ、精神障害のため幼児なみであり、排便は時間をみて連れて行かなければならない。また、風呂がないので銭湯へ連れて行き、男湯に妻が着物を着たまま入り洗っている。以上のように、被災後のこの10年間は、昼間は夫のせいで働けないため、いろいろな夜の仕事をした。現在は、昼間は2時間位のパートで菓子屋の包装をやっており、夕方5時から夜11時頃までは、屋台で焼とりを売っている。戸外の仕事であるため冬は寒い。現在、神経痛、高血圧で医者通いをしている。」という例にみられるように、過勞と因果関係のある妻自身の「病弱」に困っているという者が296人である。

また、「夫の入院中は夫を看護する一方、夜明けに病院を抜け出して家に帰り、子ども達が目覚めぬ間に学校へ出す準備をするという生活を送り、精神的にも肉体的にも過勞におち入り苦しい思いをした。」とか、「夫の入院中、長男は親せきにあずけ、1才と6才になる子どもは病院へ連れて行き夫の看病にあたつたが、他の病人に迷惑をかけないよう、夜中でも病院内を歩いて子どもを泣かさないよう気を使つた。」という例にみられるように、被災当時は夫の看護と生活をきりまわしていくために、妻は相当の無理をしており、そのため、腰痛、心臓神経症、高血圧等の病気になつたという者が140人となっている。

以上のように、夫の被災が妻に与える負担は、精神的なものはいかに及ばず、身体的にも相当な負担を強いていることがうかがわれる。

なお、妻自身のことで困っている(または困った)ことは、以上のほかに、「夫の被災前は農業を補助的にやっていたため、営農計画、税金等わからないことがあり困つた。」というような妻の就勞に関することが多くみられた。

(4) 子どものことについて

子どものことについて困っている（または困った）という者は538人で、全対象者の46.3%となつている。

その主な内容は、子どもの教育に関することで困っている（または困った）という者が189人で最も多くなつている。夫の被災により子どもの進学をあきらめさせたことに対して子どもにすまないと思つている者や、子どもに上級学校へ進学させたいが、家計上その見通しが立たず困つているという者が多くみられたが、一万、「長女は父親の被災のため普通高校進学をあきらめ、定時制の看護学校に入学し、次女も同じ学校に入る予定である。成績はどの子もよいが、思うように学費が出せないという家庭の事情を理解して明るく育つていたのでありがたい。」というような、子どもが明るく育つている例もみられた。

次に、子どもの将来に関することで困つているという者が125人いるが、そのなかで父親の障害が子どもの結婚に影響を与えないかという不安感を持つている者が目立っている。現に、「“家族に片輪者がいる”、“将来父親をせわする者がはつきりしていない”という理由で娘の縁談のすべてがまとまらず、現在30才と32才の娘がまだ結婚できずにいる。」という例のように、父親が身体障害者のため子どもの縁談が破談になつたという者が数人みられた。

以上のほかに、夫の世話や仕事のために子どもの世話が充分やれないので悩んでいる者や、子どものしつけに関することで困つている（または困った）という者が比較的多くなつている。たとえば、「夫の被災後、幼い娘の世話が充分できなかつたことと、栄養不良から小児結核となり、その薬害から脳をおかされ、知能遅れになつた。現在中学3年で特殊学級にいる。」とか、「夫の被災当時、妻は夫の世話に追われ、子どもを放任していたため、小学6年だった娘は将来に絶望し、中学生になつて1カ月程家出し、また、深夜喫茶に出入りするようになった。」というような例がみられた。

(5) 家庭全般のことについて

家庭全般のことについて困っている（または困った）と答えた者は449人で、全対象者の38.6%になつている。

その主な内容は、身体の不自由な夫が、いつもいらいらしていたり、時々発作を起として暴れたりするので家庭が暗いという者や、家庭の中心人物であつた夫が被災したため家庭が暗くなつたというような、「家庭が暗い」という者が171人いる。たとえば、「夫の被災後子どもたちは親せきにあずけたが、被災後1年余りで妻が過労のため病気になる2年6カ月入院したため、親子が別れて生活した期間が長くなつた。

そのため、家族のお互の意志疎通がうまくいかず、家庭としてのまとまりがない。」という例がみられた。

次に、現在の家庭の中心人物である妻が、病気で倒れた時の不安や、障害補償年金受給者である夫が死亡した後の生活不安など、将来の生活に対して不安を持つ者、身体の不自由な夫の世話のために家族の者が過労であるという者が多くなっている。たとえば、「夫は自宅から離れた温泉街に下宿し、温泉客相手のあんま業をやっているが、妻や家族の者は毎日の食事の準備、身のまわりの世話等のため、自宅と夫のもとを往復しなければならず、妻や家族の者の負担が大きい。」という者や、「夫は回復見込みのない廃人同様であり、妻は夫の被災後建築関係の仕事に出たが足先を骨折する災害を受け、働けない状態であり、一緒に生活している次女も病弱である。夫の年金と生活保護でやつと生きている状態であり、将来の生活が不安である。」というような例がみられた。

(6) その他

以上のほかに、困っていることまたは被災当時困ったことをみると、親せきとのつきあいに関する事、近所のつきあいに関する事、相談相手がいないというような悩みを出した者が235人みられる。

親せきとのつきあいに関しては、被災当時、親せきの者は借金を申込まれるのではないかという懸念であまり近寄らなかつたという者や、借金が返せなくて親せきと疎遠になつたという者が多くみられたが、「夫は長男で夫の両親と同居していたが、夫が被災して危篤状態が続いた時に、夫の両親は、夫名義であつた不動産や動産の書き換えをし、夫が退院した時は何も残つておらず、家さえもない状態であつた。勝気な夫は、友人から借金して現在の鉄工所を再開したが、それ以来、夫の親せきとは絶縁状態である。」というような例もみられた。

近所とのつきあいに関しては、労災年金をもらつてぶらぶら遊んで暮しているという近所の者のかけ口に悩まされている者や、精神障害者の夫が近所に迷惑をかけるので肩身が狭いというような訴えが目立っている。

以上のように、夫の被災後、親せきや近所とのつきあいがうまくいかず困っているという声とともに、「夫の被災後、夫の兄弟たちが協力して家を建ててくれた。」というような、親兄弟の誠意ある援助を受けている者や、「妻は身障者の夫と老父母、精神薄弱児の世話を1人でやりながら動めて出ており、その精神的、肉体的疲労は一通りのものではないが、妻の出勤後、近所の人や留守のめんどろをよくみってくれるので、安心して働きに出られる。」という例のように、親せきや近所の人との協力により困難な事態を切り抜けている例もみられた。

なお、親せきは遠くに離れており、また、近所とのつきあいもなく、相談する相手がいないという者が44人みられる。

3 要望事項

調査の最後に、労働災害について国や都道府県、市町村あるいは事業場などに対しての要望事項を聴取したが、その主な内容は次のとおりである。

(1) 国や地方自治体に望むこと

調査対象者の6割を占める701人の者が国や地方自治体に対しての要望事項を述べている。その内容は種々雑多なものに分かれているが、主なものは次のとおりである。

最も多いのは労災の障害補償年金の増額を望む声で、315人の者が希望している。次に多いのは、車椅子、義足、義手等の補装具に関すること、73人の者が「丈夫で使いやすい補装具がほしい」、「補装具の支給期間を短縮してほしい」というような補装具に関する要望を出している。

以上のほかに、「訓練施設、収容施設等の施設の増設」、開業資金、生活資金、住宅改造資金等の「融資制度の整備・拡充」、「障害者用の住宅または安い家賃の住宅についての配慮」、「各種の相談に応ずる体制の充実」等を希望する者が多くみられたが、また、「身障者に仕事を与えてほしい」という声も目についた。

(2) 事業場に望むこと

事業場に対する要望を述べた者は273人で、全対象者の4分の1弱になつている。

その主な内容は、被災の際の事業場の態度に関しての要望が最も多く、92人の者が、被災時の事業場の態度は冷淡で不親切であつたが、もつと暖かい誠意のある態度を示してほしいと言つている。次に、労働災害が生じないように、安全のための環境整備、安全教育の徹底等の安全対策に関する要望や、「見舞金等のなんらかの保障金を出してほしい」という要望が多くみられた。

(3) その他

国や地方自治体または事業場に対する要望のほかに、次のような希望がわずかではあるがみうけられた。

つまり、「身障者に対して一般社会人の理解がほしい」という世間一般に対する要望や、身体障害者を持つ家族がお互に励ましあえるような「身障者家族の連絡会がほしい」という意見がみられた。

付 録

調 査 票

行政管理庁承認 第 8231

昭和 46 年 11 月 30 日まで

整理番号

秘

労働災害家族の生活実態に関する調査

昭和 46 年 10 月

(フェースシート)

労働省婦人少年局

婦人少年室名					調査者氏名				
サンプル番号									
				障害等級		障害部位			
年金証書番号									
被災者氏名									
現住所									
生 年 月 日	明 大 昭	治 正 和	年		月		日		
災害発生年月日	昭 和	年		月		日			
支給事由発生年月日	昭 和	年		月		日			
給付基礎日額					千				円
障害補償年金(月額)									円
その他の公的年金(年額)									円
業 種 番 号					規 模				
保 險 番 号									

〔記入のしかた〕 質問に対する回答は、該当する番号を○で囲むか、あてはまる答えを記入する。

問1 現在のあなたのご家族およびご主人が被災した当時のご家族のようすをうかがわせてください。仕事や勉学のために家を離れていても、生計を共にしている家族は含めます。（主たる家計の維持者に○印をつける）

現 在					
家族 人数	本人と の続柄	年齢	就業の 有 無	在学の 有 無	家 計 維持者
1	夫		有 無		
2	本人 (妻)		有 無		
3			有 無	小 学 校 中 学 校 高 校 以 上	
4			有 無	小 学 校 中 学 校 高 校 以 上	
5			有 無	小 学 校 中 学 校 高 校 以 上	
6			有 無	小 学 校 中 学 校 高 校 以 上	

被 災 時					
家族 人数	本人と の続柄	年齢	就業の 有 無	在学の 有 無	家 計 維持者
1	夫		有 無		
2	本人 (妻)		有 無		
3			有 無	小 学 校 中 学 校 高 校 以 上	
4			有 無	小 学 校 中 学 校 高 校 以 上	
5			有 無	小 学 校 中 学 校 高 校 以 上	
6			有 無	小 学 校 中 学 校 高 校 以 上	

○ 本人（妻）が現在就業している人は → **問2へ**

○ / 就業していない人は → **問4へ**

〔本人（妻）が現在就業している人に〕

問2 あなたは現在どのような仕事についていますか（2つ以上の仕事についている場合は、主となる仕事に○印をつける）

- | | | | |
|---------|---|------------|----------------------------------|
| 1 雇用労働者 | イ | 専門的技術的職業 | } 常用ですか，臨時ですか
イ 常用
ロ 臨時，日雇 |
| | ロ | 事務 | |
| | ハ | 販売 | |
| | ニ | 技能工・生産工程作業 | |
| | ホ | サービス職業 | |
| | ヘ | その他（ ） | |

2 自分の家の農業

3 農業以外の自営業

4 内職

5 その他（ ）

○学令前の子どものある人は → 問3へ

○学令前の子どものない人で

本人（妻）が夫の被災時に就業していなかった人は → 問5へ

就業していた人は → 問7へ

〔学令前の子どものある人に〕

問3 あなたが働いている間，学令前の子どもの保育はどのようにしていますか

1 保育施設にあずけている

2 家族の者がみている

3 家族以外の者にみてもらっている

4 本人（妻）が仕事をしながらみている

5 誰もみる人がいない

6 その他（ ）

○本人（妻）が夫の被災時に就業していなかった人は → 問5へ

○ " 就業していた人は → 問7へ

〔本人（妻）が現在就業していない人に〕

問4 仕事をしていないわけをおきかせください

- 1 仕事につく気持はない
- 2 仕事につきたいがつけない
 - イ 夫のせわに手がかかる
 - ロ 乳幼児の保育に手がかかる
 - ハ 適当な働き口がない
 - ニ 本人（妻）が病弱である
 - ホ その他（ ）

○ 本人（妻）が夫の被災時に就業していなかった人は → 問5へ

○ “ ” 就業していた人は → 問7へ

〔夫の被災時に本人（妻）が就業していなかった人に〕

問5 ご主人の被災後はじめてついた仕事はなんですか

- 1 雇用労働者
- 2 自分の家の農業
- 3 農業以外の自営業
- 4 内 職
- 5 その他（ ）

→ 問6へ

6 現在まで仕事についたことは全くない → 問7へ

問6 ご主人の被災後はじめてついた仕事は、どのようにしてみつめましたか

- 1 公共職業安定所
- 2 夫の被災した事業場のせわ
 - イ 夫の被災した事業場に雇用された
 - ロ その他（ ）
- 3 親せき、知人のせわ
- 4 広告、ピラ
- 5 自分ではじめに
- 6 その他（ ）

→ 問7へ

問7 ど主人の被災によつて、お子さんの高校への就学または進学に支障がありましたか

1 あつた

- イ 高校進学をやめて就職した
- ロ 高校を中途退学して就職した
- ハ 全日制をやめて定時制にした
- ニ 他からの援助等により就学または進学した(MA)
 - a 労災就学援護費を受けた
 - b 公的機関の奨学金を受けた
 - c 夫の被災した事業場の奨学金を受けた
 - d 親せき、知人からの援助を受けた
 - e その他()

2 ない

- イ 自費でまかなえる
- ロ 被災前から高校進学の手配はなかつた
- ハ 該当する子どもがいなかつた
- ニ その他()

○ 小・中・高校・高専・大学に在学している子どもをもつ人は

→ 問8へ

○ #

もたない人は→ 問9へ

〔小・中・高校・高専・大学に在学している子どもをもつ人に〕

問8 お宅では、労災就学援護費を受けていますか

1 受けている(MA)

- イ 小学生 ()人
- ロ 中学生 ()人
- ハ 高校生、高専1～3年生 ()人
- ニ 高専4～5年生、大学生(短大、大学院を含む) ()人

2 受けていない

3 わからない

☆ 障害補償年金1～3級を受けている人に在学中の子どもがいて、その学費を支払うことが困難な場合、労災就学援護費が支給されます。但し、給付基礎日額が4,000円以上のものは除かれます。

→ 問9へ

問9 お宅では先月（9月）どのくらいの収入がありましたか（農業、自営業の場合
は年収の1カ月平均額を記入する）

1 カ月あたり世帯総収入額		約（	）円
総収入 のうち	本人（妻）が働いて得た収入	約（	）円
	夫が働いて得た収入	約（	）円
	※ 公的年金	障害補償年金（労災保険）（ （ ）円 その他の公的年金 （ ）円	
	計	（	）円

☆ ※印は調査者がフエースシートから転記するが、この場合「その他の公的年金
については、月額になおして記入する。

→ 問10へ

問10 被災後、事業場から支給されたお金には、どのようなものがありましたか

- | | | | | |
|---------|---|----|---|----|
| 1 災害見舞金 | イ | あり | ロ | なし |
| 2 退職金 | イ | あり | ロ | なし |
| 3 退職年金 | イ | あり | ロ | なし |
| 4 その他（ | イ | あり | ロ | なし |

→ 問11へ

問11 ご主人が被災したことにより、借金、負債等ができましたか

- 1 借金等をした

その用途は主としてどんなことですか

イ医療費 ロ住宅移転費 ハ生活費 ニ教育費 ホその他（

- 2 借金等はない

→ 問12へ

問12 ご主人の被災時、お宅は社宅または寮に住んでいましたか

- 1 住んでいた
- イ 現在も引き続き住んでいる
- ロ 3カ月以内に移転した
- ハ 3カ月をこえ1年以内に移転した
- ニ 1年をこえてから移転した
- ホ その他（

- 2 住んでいなかった

→ 問13へ

問13 ご主人は、食事、着がえ、その他身のまわりのことについて、誰かの看護その他のせわを必要としますか

1 必要

2 時により必要

主になつて看護にあたっているのは誰ですか

イ 本人(妻)

ロ 子ども

ハ その他の家族

ニ 家族以外の人

ホ 病院、施設等に入っている

ヘ その他()

ト せわをする人がいない

問14へ

3 必要ない

問15へ

問14 ご主人にはどんなせわや看護が必要です。そのうち、あなたが主になつてするせわはどんなことですか(必要とするせわに○印、妻が主になつてするせわに◎印をつける)。(MA)

1 洗面

2 食事

3 用便

4 清拭、入浴

5 衣服着がえ

6 歩行介助

7 読書、新聞

8 その他()

ご主人のせわや看護にかかる時間は1日何時間くらいですか

1 せせわにかかる時間(○印)

時間

2 妻がせわする時間(◎印)

時間

問15へ

問15 ご主人は現在なにか仕事をしていらっしゃいますか

1 雇われて働いている

イ 被災した事業場(仕事の内容)

ロ その他の事業場(仕事の内容)

2 自営業(仕事の内容)

3 家業の手伝い(仕事の内容)

4 内職(仕事の内容)

5 その他(仕事の内容)

6 何もしていない

) } 問16へ

) } 問17へ

問16 ご主人が被災してから仕事につくまで、どの位の期間がありましたか。またその仕事は誰のせわでするようになりましたか

1 被災してから仕事につくまでの期間 ()年 ()カ月

2 誰のせわで仕事につきましたか

イ 被災した事業場

ロ 身障者訓練施設等()

ハ 親せき、知人

ニ その他()

→ 問17へ

問17 ご主人は機能回復のための施設または技能習得のための学校、訓練施設等に入所しましたか

1 入所した →現在の仕事に生かされていますか

施設名()

期 間()年()カ月

イ 生かされている

ロ 生かされていない

2 現在入所している

施設名()

入所から修了までの期間

()年()カ月

→修了するとどのような仕事につけるようになりますか

3 入所する予定

施設名()

期 間()年()カ月

イ 仕事の内容()

ロ わからない

ハ その他()

- 4 入所したことはないし、今後入所する予定もない
それはなぜですか イ 受入れてくれる施設がない
ロ 夫が入所をいやがる
ハ その他（

問18 ご主人の被災後、精神面あるいは経済面等さまざまな面で、主としてあなたの相談相手になってくれたのは誰ですか（MA）

4 子どものことについて
——保育，しつけ，教育，将来のことなど——

5 家庭全般のことについて
——家族の過労，家事労働，家庭が暗いなど——

6 その他
——親せきとのつきあい，近所のつきあい，相談相手がないこと，
その他なんでも——

7 とくにつらいこと，困ることはない

→ 問21へ

問21 労働災害について国や都道府県，市町村あるいは事業場などになにを望みますか

1 国や地方自治体にのぞむこと

2 事業場にのぞむこと

3 その他

労働者災害補償保険について

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）は、労働者が業務災害をこうむった場合に、その労働者や遺族に対し保険給付や種々のサービスを行なっている政府管掌の保険制度である。それは、業務災害によつて失われ、あるいは減退した稼働能力を回復し、補償することにより、労働者とその遺族を保護することを目的としている。

1 保 險 給 付

(1) 障害補償年金

労災保険の保険給付には、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、長期傷病補償給付がある。

このうち障害補償給付とは、労働者の業務上の負傷や病気がなおつたあと、身体に一定の障害が残つたとき行なわれる給付のことで、障害の程度に応じて第1級から第14級までに分け、障害が重いとき（第1級～7級）は障害補償年金、障害が軽いとき（第8級～第14級）は障害補償一時金が支給される。

今回の調査では対象を障害等級第1級～3級のものに限つたが、これらの障害者は労働能力をほとんど失つた者で、年金として平均賃金の280日分～219日分が支給される。

(2) 障害等級

障害等級第1～3級の給付内容と身体障害の程度は次のとおりである。

障害等級	給付の内容	身 体 障 害
第 1 級	当該障害の存する期間1年につき給付基礎日額の280日分	1 両眼が失明したもの 2 そしやく及び言語の機能を廃したもの 3 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 半身不随となつたもの 6 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 7 両上肢の用を全廃したもの

		8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	同 248 日分	1 一眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になつたもの 2 両眼の視力が 0.02 以下になつたもの 3 両上肢を腕関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの
第 3 級	同 219 日分	1 一眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になつたもの 2 そしやく、または言語の機能を廃したもの 3 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの

○身体障害が2つ以上ある場合には重い方の身体障害の該当する障害等級による。

○第13級以上の障害が2つ以上ある場合には重い方の等級を1～3級くりあげた障害等級とする。

(3) スライド制

保険給付の額は、災害補償の事由の生じた当時の賃金（給付基礎日額（一般的には労働基準法の平均賃金））をもとにして計算される。ところが年金給付の場合、長期間にわたって支給されるので、一般の賃金水準が一定の限度を超えて変動したときは、年金給付の額が改定されるようになっていく。このように経済的諸条件の変動に応じて、年金給付などの実質的価値を維持するため、その額を調整することをスライド制という。

障害補償年金給付のスライドは、「毎月勤労統計」による全産業の平均給与額を基礎とし、その平均給与額が、優病の発生した年における平均給与額の20%をこえて上下し、その状態が継続すると認められるときにスライドが行なわれる。

(4) 他の諸制度との関係

イ 損害賠償との調整

業務上の災害が、第三者の不法行為によつて発生したときは、労災保険の保険給付を請求することができるとともに、第三者に対しても損害賠償の請求ができる。しか

し労災保険の給付と第三者からの損害賠償とは、その内容において重複する部分も少なくないので、労災保険では二重に損害をてん補する不合理をさけるために、同一の事由により第三者から損害賠償（自動車損害賠償保険を含む。）をうけた場合には、その損害賠償額の範囲（受給権者のとり分）までは保険給付を行なわないことにしている。また、労災保険が先に保険給付を行なった場合には、その給付額について、労災保険（政府）は第三者に対し、被害者に代つて損害賠償の請求をすることになっている。

ロ その他の公的年金との調整

労災保険の年金受給者であつて、同一事由で厚生年金、船員保険あるいは国民年金を支給されるときは、厚生年金および船員保険の場合は支給額の $\frac{1}{2}$ に相当する額を、国民年金保険の場合は支給額の $\frac{1}{2}$ に相当する額を、それぞれ労災年金から調整（差し引き）して支給することになっている。

2 保険サービス（保険施設）

業務災害を受けた労働者やその遺族は、保険給付のほか必要に応じて種々のサービスを受けることができる。このようなサービスを「保険施設」といい、その一部は労災保険が出資している労働福祉事業団で行なっている。

障害補償年金の受給者が利用できる保険施設には次のようなものがある。

種 類	内 容	備 考
○労災就学援護費の支給		(別記参照)
○外科後処置診療	義肢装着のための再手術、醜状軽減のための再手術など	
○せき髄損傷者健康管理（せき髄損傷者アフターケア）	治癒後の尿路障害、じよく瘡などの健康管理	
○義肢その他の補装具の支給	義肢、義眼、眼鏡、車いすなどの支給	
○温泉保養	1回7日以内の温泉保養	宿泊料、食事料、サービス料、旅費
○社会復帰資金の貸付	せき髄損傷者に住宅改造など社会復帰に要する資金	30万円まで

○自動車購入資金の貸付	せき髄損傷者の職業的自立を促進するため運転免許証所有者に対して行なう	40万円まで
○生業支援金の支給	事業を営むため公的金融機関から融資を受けたとき、支払った利子の一部を補助する	2万円まで

＜別 記＞

労災就学支援費について

業務災害によつて死亡したりまたは重度障害を受けた労働者の子弟のうちには、労働者の死亡や災害が原因となつて、学業を途中で放棄したり、あるいは進学を断念するなどの事例が少なくない。このような子弟の就学状況、労災遺族等の要望にかんがみ、業務災害による重度障害者や遺族などの福祉に役立てるために、昭和45年11月1日から新たに労災就学支援費が支給されることになった。

1 支給対象

次に掲げるものであつて、学校教育法第1条の学校（幼稚園を除く。）に在学し、その学費の支弁が困難であると認められるもの。

- (1) 遺族補償年金の受給権者
- (2) (1)の者と生計を同じくしている死亡労働者の子であつて、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していたもの
- (3) 障害補償年金の受給権者（障害等級第1級から第3級までに該当するものに限る。）
- (4) (3)の者と生計を同じくしている子

2 支給額

- (1) 小学校または盲学校、ろう学校もしくは養護学校の小学部の在学者
1人につき 月1,000円
- (2) 中学校または盲学校、ろう学校もしくは養護学校の中学部の在学者
1人につき 月1,500円
- (3) 高等学校、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、または盲学校、ろう学校もしくは養護学校の高等部在学者
1人につき 月2,500円
- (4) 大学または高等専門学校の第4学年もしくは第5学年の在学者
1人につき 月5,000円

労働災害家族の生活実態に関する調査

昭和47年 4 月 30日 印刷

昭和47年 5 月 1 日 発行

発行者 労働省婦人少年局
東京都千代田区大手町1-3-1

印刷者 有限会社 研 文 社
東京都新宿区四谷3-6